

広島県私立学校振興費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内の私立学校の振興を図るため、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の規定により設立された法人を含む。）その他知事が適当と認める者（以下「学校法人等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 前条の補助金の交付対象となる事業、経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の不交付等)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する学校法人等に対しては、その状況に応じ、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 役員間、教職員間又はこれら両者間において訴訟の係属その他内紛があり、長期にわたり運営が著しく阻害されているもの
- (2) 広島県、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）、公益財団法人広島県私学振興財団（以下「私学振興財団」という。）、公益財団法人広島県私立幼稚園連盟（以下「幼稚園連盟」という。）若しくは公益社団法人広島県専修学校各種学校連盟（以下「専各連盟」という。）に対する債務償還又は公租公課（私立学校教職員共済の掛金を含む。）の納付を1年以上怠っているもの
- (3) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫しているもの
- (4) 法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反し、相当期間を経過していないもの
- (5) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠き、補助金に係る事業の適正な執行を期しがたいもの
- (6) 学校法人立以外の私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）で、経常費補助金の交付を受けることとなった年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に学校法人によって設置される見込みの立たないものの設置者
- (7) その他補助金交付の目的を達成する見込みがないと認められるもの

2 設置する学校等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学校等は、当該学校法人等に対する補助金の算定対象から除外する。

- (1) 教育条件が極めて低く、補助効果が期待できない学校
- (2) 教職員の争議行為等により、現に教育・研究その他の学校運営が著しく阻害されており、その期間が長期に及

んでいる学校

(3) 教育及び研究に関する機能の全部又は一部を長期間休止している学校

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、前条により算定した補助金の額を減額することができる。

ただし、同条別表左欄に掲げる補助金区分のうち経常費補助金を除く補助金区分の場合は、この限りでない。

(1) 生徒（園児）数が定員を著しく超えている場合

(2) 生徒（園児）数が定員を著しく下回っている場合

(3) 生徒（園児）納付金又は給与水準等が著しく適正を欠く場合

（交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号又は第1号の2のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

なお、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項の規定に基づき、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の適用を受ける学校法人については、第2号、第3号及び第4号に掲げる書類は、学校法人会計基準に従い作成したものでなければならない。この場合において、同条第3項本文の規定の適用を受ける学校法人は、第2号及び第3号に掲げる書類について、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号から第2号の9まで）

(2) 前年度収支決算書

(3) 貸借対照表

(4) 当該年度収支予算書

(5) 学則又は園則

(6) その他知事が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号までに掲げる書類で既に県へ提出しているものについては、その添付を省略することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、大学又は短期大学を設置している学校法人においては、第2項第2号から第5号までに掲げる書類について、その添付を省略することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、事業団、私学振興財団、広島県私立中学高等学校協会（以下「中高協会」という。）、幼稚園連盟及び専各連盟においては、第2項の第5号に掲げる書類について、その添付を要しない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 規則第5条第3項の規定により付する条件は、次に掲げるもののほか、交付の決定の際必要に応じて定めるものとする。

- (1) 補助事業により取得した施設・設備（図書を含む。）には、補助対象の年度及び補助により取得した旨の表示をしておくべきこと。
- (2) 学校法人立以外の私立幼稚園等の設置者にあつては、経常費補助金を受けることとなった年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に当該幼稚園が学校法人によって設置されるよう努めなければならないこと。

3 第1項第1号及び第2号の規定によって、軽微な変更として処理できる範囲は、別に定める。

（申請の取下げ）

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

（実績報告等）

第7条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第3号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があつた日の属する会計年度の翌会計年度の4月20日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第4号から第4号の9まで）
- (2) 規則第16条の規定により補助金を概算払で受けた場合にあつては、概算払精算書（別記様式第5号）

3 学校法人立以外の私立幼稚園等の設置者は、第1項の補助事業実績報告書に併せて別記様式第6号の学校法人化の状況報告書を提出しなければならない。

（交付の特例）

第8条 規則第16条第1項の規定に基づき、知事は補助金交付の目的を達成するため、必要に応じ概算払により交付することがある。

2 前項の規定により、補助金の概算払交付を受ける者は、別記様式第7号による補助金概算払交付請求書を知事に提出しなければならない。ただし、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知に補助金概算払交付請求書の提出を要しない旨の記載がある場合は、この限りでない。

（決定の取消し）

第9条 規則第17条第1項及び第2項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 学校法人等が県に提出した補助金の配分の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失又はそれ以外の事情により事実と異なる報告をしたと認められる場合
- (2) 学校法人等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第10条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分の制限をする期間並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、平成14年3月25日文科科学省告示第53号「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」別表中「処分を制限する財産の名称等」及び「処分制限期間」を準用する。

(財産の廃棄)

第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した前条の財産を同条に規定する期間内に廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和59年7月20日から施行し、昭和59年度分の補助金から適用する。

2 次の要綱は、廃止する。

- (1) 広島県私立学校振興費補助金交付要綱（昭和48年12月13日制定）
- (2) 広島県私立幼稚園運営費補助金交付要綱（昭和57年10月27日制定）
- (3) 広島県私立幼稚園特殊教育費補助金交付要綱（昭和55年6月26日制定）
- (4) 広島県私立高等学校修学費特別補助金交付要綱（昭和50年5月13日制定）
- (5) 広島県私立高等学校交通遺児等修学費特別補助金交付要綱（昭和52年2月10日制定）
- (6) 広島県私立高等学校生徒急増対策施設整備費補助金交付要綱（昭和56年6月17日制定）
- (7) 広島県私立専修学校設備整備費補助金交付要綱（昭和56年5月14日制定）
- (8) 広島県私立高等学校補聴器購入費補助金交付要綱（昭和57年4月19日制定）
- (9) 財団法人広島県私立幼稚園連盟補助金交付要綱（昭和55年8月5日制定）

3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる要綱の規定によりなされた申請その他の手続は、

それぞれこの要綱の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

- 4 平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月までの月分の授業料等又は入学時納入金を軽減する事業に限り、別表授業料等軽減補助金の項補助対象事業の欄の表の規定の適用については、

「3 地方税法の規定により当該年度（4 月から 6 月までは前年度）の市町村民税所得割額が 18,900 円に 16 歳未満の扶養親族の数に 21,300 円を乗じた額及び 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数に 11,100 円を乗じた額を加えた額未満となる者」とあるのは、

「3 次のいずれかに該当すること。

- (1) 地方税法の規定により当該年度（4 月から 6 月までは前年度）の市町村民税所得割額が 18,900 円に 16 歳未満の扶養親族の数に 21,300 円を乗じた額及び 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数に 11,100 円を乗じた額を加えた額未満となる者であること。

- (2) 平成 24 年 7 月 1 日時点で補助事業者が設置する広島県内の私立高等学校全日制課程、私立高等学校通信制課程、私立専修学校又は各種学校に在籍しており、同年 8 月 6 日までに当該在籍校に授業料等の軽減申請期間を平成 24 年 7 月からとする授業料等軽減申請書（平成 24 年 3 月 19 日学事課作成資料 4「授業料等軽減補助金に係る事務手続きについて」）を提出している者（当該要件に該当していたにもかかわらず、同日以前に当該申請書の返戻を受けた者にあつては別途県が定める日までに再度申請をした者を含む。）であつて、かつ、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 6 条に規定する就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格を有する生徒（平成 25 年度に入学した者を除く。）の保護者であり市町村民税所得割額が 51,300 円未満かつ就学支援金の加算を受けられない者で別途県が定める日までに申請をした者であること。」とし、

「市町村民税所得割額が 18,900 円に 16 歳未満の扶養親族の数に 21,300 円を乗じた額及び 16 歳以

上 19 歳未満の扶養親族の数に 11,100 円を乗じた額を加えた額未満の者（これに準ずると知事が認める者を含む。）」とあるのは、

「市町村民税所得割額が 18,900 円に 16 歳未満の扶養親族の数に 21,300 円を乗じた額及び 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数に 11,100 円を乗じた額を加えた額未満の者（これに準ずると知事が認める者を含む。）又は平成 24 年 7 月 1 日時点で補助事業者が設置する広島県内の私立高等学校全日制課程、私立高等学校通信制課程、私立専修学校若しくは各種学校に在籍しており、同年 8 月 6 日までに当該在籍校に授業料等の軽減申請期間を平成 24 年 7 月からとする授業料等軽減申請書（平成 24 年 3 月 19 日学事課作成資料 4「授業料等軽減補助金に係る事務手続きについて」）を提出している者（当該要件に該当していたにもかかわらず、同日以前に当該申請書の返戻を受けた者であつては、別途県が定める日までに再度申請をした者を含む。）であつて、

とする。

かつ、就学支援金の
受給資格を有する
生徒（平成 25 年度
に入学した者を除
く。）の保護者であ
り市町村民税所得
割額が 51,300 円未
満かつ就学支援金
の加算を受けられ
ない者で別途県が
定める日までに申
請をした者」

5 平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月までの月分の補助金の額の算定に限り、別表授業料等軽減補助金の項補助率・配
分方法等の欄の規定の適用については、

「 左表右欄に掲げる一人当
たりの軽減額に当該生徒の
在籍月数を乗じて得た額か
ら公立高等学校に係る授業
料の不徴収及び高等学校等
就学支援金の支給に関する
法律（平成 22 年法律第 18 号）第 6 条に規定する就学支
援金（以下「就学支援金」
という。）の受給額を除いた額
と、補助事業者による実軽減
額から就学支援金の受給額
を除いた額を比較して、その
いずれか少ない方の額とす
る。」 とあるのは、

「 左表右欄に掲げる一人当
たりの軽減額に当該生徒の
在籍月数を乗じて得た額か
ら公立高等学校に係る授業
料の不徴収及び高等学校等
就学支援金の支給に関する
法律（平成 22 年法律第 18
号）第 6 条に規定する就学支
援金（以下「就学支援金」と
いう。）の受給額と広島県高
等学校等就学支援金特例措
置事業補助金交付要綱（平成
24 年 11 月 29 日施行）に基づく
補助額（以下「特例措置補助額」
という。）の合計額を除いた
額と、補助事業者による実軽
減額から就学支援金の受給
とする。

額と特例措置補助額の合計
額を除いた額を比較して、そ
のいずれか少ない方の額とす
る。」

6 平成 24 年度及び 25 年度に限り、別記様式については、要綱第4条第2項第1号の事業計画書のうち別記様式第2号の5の様式は、附則別記様式第1号とし、要綱第7条第2項第1号の事業実績書のうち別記様式第4号の5の様式は、附則別記様式第2号とし、要綱別表授業料等軽減補助金で定める別記様式第2号の5のアによる事業計画書(変更分)の様式は、附則別記様式第3号とし、別記様式第8号による補助金事業遂行状況報告書の別紙様式は、附則別記様式第4号とする。

7 第2条の規定にかかわらず、当分の間、補助金の交付対象等から学校法人広島朝鮮学園を除く。

附 則

この要綱は、昭和60年5月21日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年2月24日から施行し、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月30日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月30日から施行し、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年6月30日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年6月30日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年6月30日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年6月18日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年6月30日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年6月30日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年1月31日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月28日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年5月24日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年5月30日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年7月31日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年6月23日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年7月25日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年7月31日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月3日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年9月11日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年2月16日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月31日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年6月10日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月15日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年6月17日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の補助対象事業の要件に該当する者のうち、就学支援金の支給対象とならない者の授業料等の軽減については別に定める。

3 この要綱の施行の際現に改正前の広島県私立学校振興費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）別表中の要件を満たし軽減を受けていた者は、この要綱による改正後の広島県私立学校振興費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）別表中の要件にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成23年8月5日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月29日から施行し、この要綱による改正後の広島県私立学校振興費補助金交付要綱別表授業料等軽減補助金の項補助対象事業の欄の表の規定は、平成24年7月分以降の月分の授業料等軽減補助金の支給について適用し、同年6月分以前の授業料等軽減補助金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年2月27日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月分以前の月分の授業料等軽減補助金については、なお従前の例による。

3 平成26年3月31日以前から引き続き在学する者に係るこの要綱の施行日以後の授業料等軽減補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月16日から施行し、改正後の第3条第1項(2)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年度分の補助金（令和2年7月分以降の授業料等に係るもの）から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月27日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。